

令和2年5月19日

陳情第30号

国に親子交流への改名を求める意見書の提出を求める陳情書

国に親子交流への改名を求める意見書の提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

面会交流とは、別居・離婚後に子供を養育・監護していない方の親（以下、別居親）と子供によって行われる、面会および交流のことです。

以前は「面会交渉」と称されていましたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。

この「面会」という言葉は、日本において主に「時間を限って面会する」のように用いられます。

例「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」

この様に「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきた時に主に使われています。

予約する、許可を得るなどの手続きをとって会う場合が非常に多いです。

また、「面会」の二文字は日本において、犯罪者を想起させます。「拘置所での面会」という言葉はテレビドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか。別居親も子供も犯罪者ではありません。

親子が会う事に対して、子供の視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても極々自然な事であり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。

それは、特別な所に居るわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前のものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は1994年4月に批准）された後では、「面会」を意味するaccessという言葉は、「交流すること」contactという言葉に置き換えられております。

子供が健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。

parenting time（親子時間）などとも表現されております。

以上の観点から見ても現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。

子供も理解できるように「親子交流」への名称変更を行うように国に意見書を提出してください。

【陳情項目】

・国に「親子交流への改名を求める意見書」の提出を求めます。

国、法務省に対し、地方自治法第99条に基づき「別居・離婚後の『面会交流』という表現を『親子交流』へ改名を求める意見書」を提出してください。

令和2年5月19日

小田原市議会議員

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市浜町1-1-16

沖津 広和 印

小田原市浜町1-1-16

沖津 禎男 ㊟

東京都練馬区〇〇〇

山科 史枝 ㊟

小田原市浜町 1 - 1 - 16

沖津 千代子 ㊟